

令和 7 年度
Uターン就職に係る岐阜県企業魅力発信事業
プロポーザル募集要項

令和 7 年 3 月 1 1 日

岐阜県商工労働部産業人材課

目 次

第1	募集の内容	
1	委託業務等	3
2	委託契約期間	3
3	委託費の上限	3
4	関連事業	3
第2	プロポーザルに係る事項	
1	プロポーザル参加の要件	3
2	企画提案書の作成	4
	(1) 事業の実施計画	4
	(2) 事業の実施体制	5
	(3) 全体スケジュール	5
	(4) 提案者の能力	5
	(5) 経費の見積り	5
3	プロポーザルの手続等	5
	(1) スケジュール	5
	(2) 募集要項等の公表・配布	5
	(3) 募集要項等に関する質問書の受付及び回答の公表	6
	(4) プロポーザル参加申込書の受付	6
	(5) 企画提案書等、書類の受付	6
	(6) プロポーザル参加に際しての注意事項	7
	(7) 見積書作成に当たっての注意事項	7
	(8) プロポーザル関係書類の送付先	8
第3	提案の評価に係る事項	
1	評価方法	8
2	プロポーザル評価会議	8
3	評価項目及び評価内容	8
4	最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定方法	8
5	同点数の提案者が複数生じた場合の取り扱い	9
6	提案者が1者又はない場合の取り扱い	9
7	評価結果等の通知及び公表	9
第4	契約の締結	9
1	契約方法	9
2	契約保証金	9
第5	業務の適正な実施に関する事項	
1	関係法令の遵守	9
2	業務の一括再委託の禁止	9
3	個人情報保護	9
4	守秘義務	10
5	事業報告書の提出	10
第6	業務の継続が困難となった場合の措置について	
1	受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	10
2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合	10
第7	その他	10
第8	問い合わせ先及び各種書類の提出先	10
別表1	評価項目及び評価内容	11

令和7年度Uターン就職に係る岐阜県企業魅力発信事業

プロポーザル募集要項

本県においては、大学進学者の約8割が他県に進学するなど、学業上・職業上の理由による10～20代の若者の県外流出が他世代と比較して顕著であること、県出身者のUターン就職率が3割程度に留まっていることなどを背景に、全国的にも高い有効求人倍率で推移しており、本県経済をけん引する製造業をはじめ、様々な業界で労働力不足が深刻化している。

こうした状況の中、主に県外（特に県外の進学先の約5割を占める愛知県）への進学者や、愛知県内で就職した県出身の若者などを対象に、就職活動に役立つ情報や、地元で活躍する企業情報、県内就職の魅力をSNSで発信し、Uターン就職等による若者の県内定着につなげることを目的とする。

※留意事項

本委託業務に関する予算は、現在、令和7年度岐阜県一般会計予算要求をしている段階であり、令和7年第1回岐阜県議会定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行いませんので、予めご承知願います。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっては、岐阜県においては、その損害について一切負担しません。

第1 募集の内容

1 委託業務等

別添仕様書のとおり

2 委託契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 委託費の上限

26,243,629円（消費税額及び地方消費税額込み）

※委託料の上限を超える見積額の提案は失格とします。

4 関連事業

県では、大学生や若年求職者等の県内就職促進に関連して、本事業のほか、「産学金官連携人材育成・定着プロジェクト推進事業」、「オール岐阜・企業フェス開催事業」、「中小企業総合人材確保センター運営事業」、「外国人留学生県内就職促進事業」「企業の魅力発信・キャリア教育推進事業」を実施することから、受託者は、別添に従い、必要に応じてこれら事業と連携して情報発信について協力すること。

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することで、本事業の目的である県外に進学した若者の岐阜県への呼び戻しのための各種事業が実施できる法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であること。

また、単独の法人等にあっては、下記（1）から（5）までのすべての要件を満たす必要があり、共同体にあっては、代表構成員が（1）を満たし、かつ、代表構成員を含むすべての構成員が（2）から（5）までのすべての要件を満たす必要があるものとします。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4*の規定に該当しない者であること。
- （2） プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までにおいて岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- （3） 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措

置要領、又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、一般競争入札参加資格審査申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

(4) 日本国内に本店又は支店、営業所を有する者であること。

(5) 過去5年以内に、国、都道府県または市町村が発注する、就職支援事業を受託した実績があること。

※ 地方自治法施行令（関連部分抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 企画提案書の作成

以下の項目について、事業全体の企画を、様式1に沿って作成してください。

(1) 事業の実施計画

① SNSによる情報発信＜仕様書6（1）＞

- ・仕様書6（1）①で示したSNSの活用方針について提案してください。
- ・仕様書6（1）で示したアカウントの課題について分析した上でアカウント運用方針について、ターゲットや投稿頻度、方法、内容（文面、画像イメージなど）など具体的に提案してください。
- ・本業務の目標値（フォロワー数、リーチ数、エンゲージメント率、プロフィール遷移率等）及び運用改善方法について提案してください。
- ・仕様書6（1）①示すSNS以外に、本業務の目的達成に効果的と思われるSNSがある場合は自由に提案してください。

② 広告による情報発信＜仕様書6（2）＞

- ・本事業を効果的に実施するための広告についてデジタルマーケティングの知見を活かした提案をしてください。提案にあたっては、広告シミュレーションについても提案してください。
- ・本業務の目標値（インプレッション数、コンバージョン数等）及び効果検証方法について提案してください。

③ イベントによる情報発信＜仕様書6（3）＞

ア 愛知県内で開催する対面型の中規模合同企業展の企画実施＜仕様書6（3）①＞

- ・イベントの基本的な企画内容（コンセプト、会場レイアウト、運営体制、タイムスケジュール、特設サイト等）について提案してください。

- ・効果的な特別企画について提案してください。
- ・本業務の目標値（参加者数等）を提案してください。

イ 小規模な参加型の企業と若者の交流会の企画実施＜仕様書 6（3）②＞

- ・交流会の基本的な企画内容（対象、会場、開催方法）について提案してください。
- ・本業務の目標値（参加者数）を提案してください。

④ マーケティング発想に基づく本事業の効果検証、改善方法＜仕様書 5＞

（2）事業の実施体制

本事業の目的を達成するための事業実施体制について記載してください。

（3）全体スケジュール

事業実施におけるスケジュールを記載してください。

スケジュールは表形式で作成し、仕様書の「委託業務の内容」に記載されている業務の項目ごとにその工程をわかりやすく明示してください。

（4）提案者の能力

- ① 経営基盤（直近 3 事業年度の経営成績及び財政状態）
- ② 業務実績（本事業に類する事業の実績）
- ③ 社会的課題への取り組み

（5）経費の見積り

次の項目を参考にして見積書（任意様式）を作成し、添付すること。

- ① 経費合計
- ② 経費内訳
 - ・業務実施に係る経費
 - ・その他必要となる経費

3 プロポーザルの手続等

（1）スケジュール

項 目	日 程
① 募集要項等の公表・配布	令和 7 年 3 月 1 1 日（火）～ 令和 7 年 4 月 4 日（金）（25 日間）
② 募集要項等に関する質問受付	令和 7 年 3 月 1 1 日（火）～ 令和 7 年 3 月 2 8 日（金）（18 日間）
③ プロポーザル参加申込受付期間	令和 7 年 3 月 1 1 日（火）～ 令和 7 年 4 月 4 日（金）（25 日間）
④ 企画提案書受付期間	令和 7 年 3 月 1 1 日（火）～ 令和 7 年 4 月 1 1 日（金）（32 日間）
⑤ プロポーザル評価会議	令和 7 年 4 月 1 8 日（金）
⑥ 評価結果等の通知・公表	令和 7 年 4 月下旬（予定）

（2）募集要項等の公表・配布

① 配布日時

令和 7 年 3 月 1 1 日（火）～ 令和 7 年 4 月 4 日（金）まで
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

② 配布場所

○岐阜県公式ホームページ

岐阜県トップページ > 入札・公売 > 公募型プロポーザル

URL : <https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/search/search.php>

○電子メール

電子メールでの配布を希望する場合は、下記のメールアドレス宛にご連絡ください。送信の際は、「令和 7 年度 U ターン就職に係る岐阜県企業魅力発信事業プロポーザル募集要項配布希望」と明記してください。

電子メールアドレス : c11369@pref.gifu.lg.jp

○岐阜県庁

岐阜県庁での配布を希望する場合は、県庁 1 階の総合受付で入庁手続きを行う必要があ

ります。総合受付で訪問課（産業人材課）を伝え、来庁者カードの交付を受けて入庁してください。

（３）募集要項等に関する質問書の受付及び回答の公表

① 受付期間

令和７年３月１１日（火）～ 令和７年３月２８日（金）まで
午前８時３０分から午後５時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

② 提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書（別紙１）を産業人材課あてにFAX又は電子メールにファイル（ファイル形式はMicrosoft Wordとしてください。）を添付し提出してください。

③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県のホームページ上にて公開します。

※岐阜県トップページ > 入札・公売 > 公募型プロポーザル

（４）プロポーザル参加申込書の受付

① 受付期間

令和７年３月１１日（火）～令和７年４月４日（金）まで
午前８時３０分～午後５時まで（土日、祝祭日、振替休日を除く）

② 提出書類

- ア 参加申込書（別紙２）
- イ 共同体構成員届出書（別紙３）（該当する場合のみ）
- ウ 共同体協定書（別紙４）（該当する場合のみ）
- エ 共同体委任状（別紙５）（該当する場合のみ）

③ 提出部数

１部

④ 提出方法

- ・企画提案参加希望者は、参加申込書（別紙２）を産業人材課まで持参又は郵送（必着）により提出してください。
- ・持参する場合は、県庁１階の総合受付で入庁手続きを行う必要があります。総合受付で訪問課（産業人材課）を伝え、来庁者カードの交付を受けて入庁してください。
- ・郵送の場合は、「配達記録郵便」等の記録が残るものとし、令和７年４月４日（金）午後５時必着としてください。

（５）企画提案書等、書類の受付

① 受付期間

令和７年３月１１日（火）～令和７年４月１１日（金）まで
午前８時３０分～午後５時まで（土日、祝祭日、振替休日を除く）

② 提出書類

- ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜様式１＞
- イ 見積書
- ウ 企業等に関する書類
 - （ア）法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜様式２＞
 - （イ）履歴事項全部証明書（提出日において発行日から３０日以内のもの）
 - （ウ）直近３事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（親会社がある場合は、親会社に係る書類も併せて提出してください。なお、親会社が証券取引法の適用会社においては、個別及び連結財務諸表のいずれかを（可能な場合はどちらも）提出してください。

※共同体として応募する場合、構成員すべてについて上記（ア）から（ウ）までを提出してください。

- オ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜様式３＞

③ 提出部数

１１部（正本１部、副本１０部）

- ④ 提出方法
- ・産業人材課あてに持参又は郵送により提出してください。
 - ・持参する場合は、県庁1階の総合受付で入庁手続きを行う必要があります。総合受付で訪問課（産業人材課）を伝え、来庁者カードの交付を受けて入庁してください。
 - ・郵送の場合は、「配達記録郵便」等の記録が残るものとし、令和7年4月4日（金）午後5時必着としてください。
- ⑤ その他
- 県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

（６）プロポーザル参加に際しての注意事項

- ① 失格又は無効
- 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。
- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - エ 本募集要領に違反すると認められる場合
 - オ 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
 - カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
 - キ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
 - ク 委託費の上限を超える見積額の提案をした場合
 - ケ その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ② 著作権・特許権等
- 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。
- ③ 複数提案の禁止
- 企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。
- ④ 提出書類の変更の禁止
- 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）
- ⑤ 返却等
- 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ⑥ 費用負担
- 企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。
- ⑦ その他
- ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。
 - イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。
 - ウ 参加者が共同体で申し込む場合は、企画提案書等において共同体を構成する法人等が委託業務の遂行上果たす役割をそれぞれ明らかにするとともに、必ず代表法人等が応募手続きを行い、対応窓口になることとしてください。
 - エ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。
 - オ 企画提案書を提出した後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日の正午までに、辞退届（様式自由）を産業人材課に持参又は郵送により申し出てください。また、郵送の場合は、必ず「配達記録郵便」等の記録が残るものとしてください。

（７）見積書作成に当たっての注意事項

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。
- 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含んだ金額とし、消費税及び地方消費税を内書きすることとしてください。

- ② 見積にあたっては、以下の点に留意してください。
見積書は、経費の内訳及び単価、数量等を明示して具体的に記載し、提案内容と整合するものとしてください。

(8) プロポーザル関係書類の送付先

岐阜県商工労働部産業人材課 人材確保係

(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁10階)

TEL: 058-272-1111 (内線 3683)

FAX: 058-278-2676

電子メールアドレス: c11369@pref.gifu.lg.jp

(注意1) 上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送、FAX又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

(注意2) メール送信の際は、件名に「Uターン就職に係る岐阜県企業魅力発信事業」と記した上で、内容を簡潔に明記してください。

(注意3) ・持参する場合は、県庁1階の総合受付で入庁手続きを行う必要があります。総合受付で訪問課(産業人材課)を伝え、来庁者カードの交付を受けて入庁してください。

第3 提案の評価に係る事項

1 評価方法

提案の評価は、県が別に定める構成員により組織された「Uターン就職等促進に係るSNS運用業務プロポーザル評価会議」が行います。

なお、提案者の評価にあたっては、評価項目(別表1)に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等の評価、採点します。

2 プロポーザル評価会議

(1) 開催日時

令和7年4月18日(金)

プレゼンテーションの開始時間については、後日、提案参加者に個別に通知します。

(2) 開催場所

岐阜県庁(岐阜市藪田南2丁目1番1号)又は岐阜県シンクタンク庁舎(岐阜市藪田南5丁目14番12号)

(3) 企画提案の所要時間

プレゼンテーション 20分間以内

選定委員からの質疑 15分間

(4) 注意事項

- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・参加人数は4名までとしてください。(共同体においても1共同体当たり4名までとします)
- ・プレゼンテーション当日、新たに説明資料を追加することはできません。
- ・パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません、企画提案書受付期間内に提出した資料(受付期間内であれば、パワーポイント等で作成した紙資料の提出は可)のみで、プレゼンテーションを実施してください。
- ・指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはしません。

3 評価項目及び評価内容

別表1「評価項目及び評価内容」のとおり。

4 最優秀提案者(契約交渉の相手方)の選定方法

- ・上記評価項目について、提出書類内容の評価を行い、評価会議構成員が評価・採点し、各評価会議構成員の順位点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定します。なお、総評価点の6割を基準点とし、基準点を満たさない提案者は選定の対象としません。
- ・順位点は下表のとおり、基準点を超えた参加者で評価点の高い順から点を付します。

順位	1位	2位	3位	4位以下
順位点	3点	2点	1点	0点

- ・なお、評価点が同じである者が複数いる場合は、当該順位及びその下位に当たる空位の合計点数を当該順位となった提案者の数を除して得られる点数とします。

5 同点数の提案者が複数生じた場合の取り扱い

各評価会議構成員の順位点の合計が同じである者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。なお、各評価会議構成員の順位点の合計及び提案金額が同じである者が複数いる場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとします。

6 提案者が1者又はない場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者としてします。

また、基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合は、再度公募を実施します。

7 評価結果等の通知及び公表

評価結果は、評価会議終了後、最優秀提案者（契約交渉の相手方）が決定してから、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、以下の項目を県のホームページ上で公表します。

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点（得点順）（価格点及び提案金額を含む。提案者の名称は秘匿）
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

なお、応募者が2者の場合、③は公表しません。

第4 契約の締結

1 契約方法

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と県との協議により最終的に決定します。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において、その総合評価が次に高い提案者と協議を行うこととします。

※ 今後の予算協議、県議会において、予算が減額された場合は、決定した予算の範囲内で事業が実施できるよう、提案内容を調整して仕様を確定することとなりますので、ご了承願います。

最優秀提案者決定後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行います。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出することとします。

2 契約保証金

岐阜県会計規則第114条第2号に掲げる要件の一に該当するときは、免除します。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他の関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、委託業務の一部を委託することができます。

3 個人情報保護

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が本委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び岐阜県個人情報取扱事務基準（平成11年3月5日付総第398号）に基づく仕様書別記1「個人情報取扱特記事項」

を遵守し、その取扱いに十分留意してください。

4 著作権等

本委託業務における印刷製本物に関する版權及び著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、別記 2 「著作権等取扱特記事項」に従うものとする。

5 情報セキュリティ

本委託業務の遂行にあたっては、「岐阜県情報セキュリティポリシー」（岐阜県情報セキュリティ基本方針及び対策基準）及び別記 3 「情報セキュリティに関する特記事項」を

6 守秘義務

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、本委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

7 事業報告書の提出

受託者は、毎月、県が指定する事項を記載した事業報告書を作成し、翌月の 10 日までに県に提出してください。

なお、令和 8 年 3 月分については、令和 8 年 3 月 31 日までに提出してください。

第 6 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の解除ができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者がいる場合は、円滑かつ支障なくこの事業の業務が遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、受託者は、契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第 7 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」又は「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。

また、契約後に「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第 8 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号（県庁 10 階）

岐阜県商工労働部産業人材課 人材確保係

TEL：058-272-1111（内線 3683）

FAX：058-278-2676

電子メールアドレス c11369@pref.gifu.lg.jp

評価項目及び評価内容

- ・各構成員は、以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を 100 点満点として採点する。
 なお、各構成員の評価採点が、それぞれ 60 点以上であることを最低基準とする。

評価項目及び評価内容	評価基準点				
(1) 課題を踏まえた提案内容の具体性及び実現可能性 (80 点)	非常に 優秀	優秀	普通	やや 劣る	劣る
① SNSによる情報発信の企画、実施内容は適切か (企画提案書 1 (1)) (20 点) ・対象に対し、県内就職や U ターン就職について、興味を惹く内容を効果的なタイミングかつ媒体メディアの特性を生かした方法で発信ができる提案であるか。	20 点	16 点	12 点	8 点	4 点
② 広告による情報発信の企画、内容は適切か (企画提案書 1 (2)) (15 点) ・対象に対し、効果的なタイミングかつ媒体メディアの特性を生かした方法で実施される提案であるか。	15 点	12 点	9 点	6 点	3 点
③ 中規模合同企業説明会の企画、運営方法は適切か (企画提案書 1 (3)①) (20 点) ・県内企業の魅力発信に効果的であり、参加者の県内就職への関心を高める内容が提案されているか。	20 点	16 点	12 点	8 点	4 点
④ 小規模セミナーの企画、運営方法は適切か (企画提案書 1 (3)②) (10 点) ・県内企業の魅力発信に効果的であり、参加者の県内就職への関心を高める内容が提案されているか。	10 点	8 点	6 点	4 点	2 点
⑤ 効果の方法は適切か (企画提案書 1 (4)) (15 点) ・各業務内容の目標設定は適切か。 ・本事業の目的達成に向け、都度検証し改善する仕組みが提案されているか。	15 点	12 点	9 点	6 点	3 点
(2) 事業を適正かつ確実に実施する能力 (20 点)					
① 実施体制 (5 点) ・事業の目的を達成するために、十分な事業実施体制があり、必要となる専門知識を有する者を配置し、業務遂行能力の高い業者であるか。	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点
② 経営基盤・業務実績 (5 点) ・提案者の経営基盤が安定しており、本事業に類する事業の実施実績等から、受託能力があり、その知識・ノウハウ・経験等を当事業に十分生かせることが期待できるか。	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点
③ 見積内容 (5 点) ・事業費の積算は、必要な人材を活用し、魅力的な企画等を実施する上で適切なものであるか。	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点
④ 社会的課題への取り組み (5 点) ・「仕事と家庭の両立支援」(1 点)「障がい者雇用」(1 点)「若者の採用・育成」(1 点)、「パートナーシップ構築」(1 点)、「事業継続計画 (BCP) の策定」(1 点)といった社会的課題等の解決に積極的に取り組んでいるか。	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点